

様式第1号（第27条関係）
 随意契約結果書（6年1月分）

番号	事業実施課	契約名称	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 消費税等含む	地方自治法施行令 第167条の2第1項 中の該当号	随意契約の理由
1	情報センター	戸籍総合システム保守業務委託（共同利用団体用中継サーバ保守を含む）	令和6年1月9日	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店 大阪府大阪市西区土佐堀2-2-17	12,749,000	第2号	本事業は、本組合の戸籍総合システムの専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合の戸籍総合システムの開発並びに導入を実施した事業者であり、本事業者でなければ当該保守業務の確実な履行を期待できない。また、仮に当該保守業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難となり、当該保守業務に支障が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。
2	情報センター	戸籍総合システムソフトウェア使用権許諾	令和6年1月9日	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店 大阪府大阪市西区土佐堀2-2-17	11,616,000	第2号	戸籍総合システムの開発業者である富士フィルムシステムサービス株式会社より、使用許諾を得て当該システムを使用しており、当該システムのソフトウェアの所有権、著作権は本事業者にあるため、本事業者と随意契約をするものである。
3	情報センター	コンビニ交付システム保守業務委託	令和6年1月9日	富士フィルムシステムサービス株式会社 公共事業本部 関西支店 大阪府大阪市西区土佐堀2-2-17	13,638,240	第2号	本事業は、本組合のコンビニ交付システムの専門的知識を有すること並びに設定内容を十分に理解していることが必要不可欠である。その点、本事業者は、本組合のコンビニ交付システムの開発並びに導入を実施した事業者であり、本事業者でなければ当該保守業務の確実な履行を期待できない。また、仮に当該保守業務を他の事業者に委託した場合、障害発生時の速やかな対応が困難となり、当該保守業務に支障が生じる恐れが高く、その際の責任の所在も不明確となる。以上の理由により、本事業者と随意契約をするものである。